

2021年3月31日

逗子市

行政手続の押印見直しで約760の様式の押印を廃止

行政サービスを効率化・効果的に提供するために

●押印の廃止について

昨年10月以降、条例及び規則等の申請書等の押印見直しの作業に取り組み始め、証明書発行や補助金等に係る申請及び変更届をはじめとした各種手続の見直しを検討してきました。

その結果、手続に用いる約940様式中、約760の様式（約80%）で押印を不要とする改正を令和3年4月1日から実施します。

※全ての手続で押印を不要とするものではなく、国の法律や県の条例等で押印が求められているものなど、これまでどおり押印が必要な手続きもあります。

●申請の際の負担軽減

行政手続の見直しを行うことで、申請の際の負担を軽減するとともに、行政手続等のオンライン化を推進していきます。

本件に関するお問い合わせ先：

総務部総務課総務係 齋藤・市川

電話：046-873-1111 内線346